

砥部町住民基本台帳閲覧事務取扱要領

平成 18 年 11 月 14 日

砥部町告示第 103 号

(目的)

第 1 条 この告示は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 11 条又は第 11 条の 2 の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「閲覧」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、適正かつ円滑な事務処理を行うことを目的とする。

(閲覧の請求及び申出手続)

第 2 条 法第 11 条第 1 項の規定による閲覧の請求は、当該閲覧をしようとする日の 10 日前までに、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書（様式第 1 号）を町長に提出して行わなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 法第 11 条の 2 第 1 項の規定による閲覧の申出は、当該閲覧をしようとする日の 10 日前までに、住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書（様式第 2 号）を町長に提出して行わなければならない。

3 町長は、第 1 項の請求又は前項の申出があった場合において、当該請求又は申出を適当と認めるときは、閲覧させるものとする。ただし、事務の都合により閲覧希望日に閲覧させることができない場合は協議により閲覧日を定めるものとする。

(添付書類)

第 3 条 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号。以下「省令」という。）第 2 条第 1 項に規定する書類は、次の各号によるものとする。

(1) 法人の場合

- ア 法人登記の証明書など、法人の所在を明らかにする書類
- イ 事業所の概要がわかる書類
- ウ 学術研究を目的とする場合は、その団体長等による証明書
- エ プライバシーマークが付与されていることを示す書類
- オ 閲覧を委託する場合は、委任状又は契約書等の両者の関係を明らかにする書類
- カ 目的以外に利用しないこと等を規定した誓約書（様式第 3 号）

(2) 公共的団体の場合

- ア 公共的な活動を営む団体であることを明らかにする書類
- イ 閲覧を委託する場合は、委任状又は契約書等の両者の関係を明らかにする書類
- ウ 目的以外に利用しないこと等を規定した誓約書（様式第 3 号）

(3) 個人の場合

- ア 閲覧による居住関係の確認が必要である特別の事情を明らかにする書類
- イ 閲覧を委託する場合は、委任状又は契約書等により両者の関係を明らかにする書類
- ウ 目的以外に利用しないこと等を規定した誓約書（様式第 3 号）

(特別の事情による住居関係の確認)

第 4 条 法第 11 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特別の事情による居住関係の確認として町長が定めるものは、次のとおりとする。

(1) 訴訟を提起するために行う当該訴訟の相手方の居住関係の確認

(2) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合が管理業務のために行うマンションの居住関係の確認で、他に手段がないと町

長が認めるもの

(3) 郵便物の誤配達等の事情がある場合で、自らの住所に他人が住所を置いていないかを調べるための居住関係の確認

(4) 前3号に規定するもののほか、町長が特別の事情があると認めるもの

(本人確認のための照会)

第5条 省令第2条第3項第2号の規定による照会は、住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書(様式第4号)により行うものとする。

(閲覧の方法等)

第6条 町長は、住民基本台帳そのものの閲覧に代えて、当該住民基本台帳に記載されている事項のうち次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、これを閲覧に供するものとする。

(1) 氏名

(2) 出生の年月日

(3) 男女の別

(4) 住所

2 閲覧できる情報は、家族構成が容易に推測できないよう生年月日順などに並び替えるものとする。

3 閲覧に際しての転記用紙は、指定の用紙(様式第5号)を使用し、町の控えとして、転記したものを複写して保管するものとする。

(遵守事項)

第7条 閲覧は、次の事項を遵守して行わなければならない。

(1) 職員の指示に従うこと。

(2) 所定の場所で行うこと。

(3) 撮影、複写等(書き写しによる転記を除く。)をしないこと。

(4) 執務に支障が生じないと町長が認める範囲内で行うこと。

(閲覧の中止及び取消し)

第8条 町長は、閲覧者が前条各号の事項を守らないとき、その他閲覧させることが不相当と認めるときは、閲覧を中止し、又は閲覧の承認を取り消すことができる。

第9条 閲覧者が、前条の規定により閲覧の中止又は取消しを受けた場合は、当該不適事項を正すまでの間、閲覧を認めないものとする。

(報告)

第10条 町長は、閲覧事務の取扱いに関し必要と認める場合は、第2条第2項の申出者に対し必要な報告をさせるものとする。

(閲覧の公表)

第11条 町長は、毎年1回、閲覧の状況について、砥部町公告式条例(平成17年砥部町条例第3号)別表に規定する掲示場への掲載、砥部町広報紙への掲載又は砥部町ホームページへの掲載のいずれかにより公表するものとする。ただし、第2条第1項に基づく申請で、犯罪捜査等のための請求に係るもの及び法第11条の2第1項第3号に掲げる活動に係るものは除くものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第 号
年 月 日

砥部町長 様

請求者

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称					
事務責任者		職名		氏名	
閲覧者		職名		氏名	
請求に係 る住民の 範囲	対象者				
	対象地区				
	閲覧件数				
請求事由					
閲覧希望日時		年 月 日 () 午前 ・ 午後 ・ 終日			

第 号
年 月 日

砥部町長 様

請求者

_____ 印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
事務責任者	職名		氏名	
閲覧者	職名		氏名	
請求に係る住民の 範囲				
請求を必要とする 事務の内容				
上記の根拠法令				
請求事由を明らかに することが困難な 理由				
閲覧希望日時	年 月 日 () 午前 ・ 午後 ・ 終日			

様式第 2 号(第 2 条第 2 項関係)

住民基本台帳閲覧申出書

(個人、法人又は公共的団体による申出用)

砥部町長

様

年 月 日

申出者	氏 名 (法人名及び 代表者名)	⑩
	住所 (所在地)	(電話番号：)
(※共同申出 者がいる場合)	氏 名 (法人名及び 代表者名)	⑩
	住所 (所在地)	(電話番号：)
閲覧事項の利 用目的	用途	
	利用内容	
申出に係る住 民の範囲	閲覧対象者	☐ 年齢範囲で抽出 (歳～ 歳) ☐ 生年月日で抽出 (年 月 日～ 年 月 日)
	閲覧地域	☐ 麻生地区 ☐ 宮内地区 ☐ 砥部地区 ☐ 広田地区 ☐ 具体的な地区 ()
閲覧者	氏名	
	住所	
閲覧事項取扱 者の範囲 (※法 人の場合)	(具体的なセクション名、取扱者名等を記入)	
活動責任者	住所 (役職名)	
	氏名	
閲覧事項の 管理方法	保管方法	
	廃棄方法	
	廃棄時期	
(※調査研究 に利用する場 合)	成果の取扱い	(公表の可否、公表する場合は公表の方法等)
	実施体制	(調査研究従事者の所属部署、人数等を記入)
(※委託の場 合)	氏 名 (法人名及び 代表者名)	
	住所 (所在地)	(電話番号：)
閲覧希望日時		年 月 日 () 午前 ・ 午後 ・ 終日

誓 約 書

- 1 閲覧事項を、申出の際に明らかにした利用の目的以外には絶対使用しないことはもとより、対象となった町民のプライバシーの侵害または、差別的事項につながるものがないよう認識し、迷惑をかけるようなことは絶対にしません。
- 2 閲覧により入手した資料（情報）は、その管理を厳重に行い、使用後は直ちに責任を持って焼却・裁断・粉碎・消去等にて必ず処分します。
- 3 閲覧により知り得た内容の使用状況及び処分状況について、砥部町より請求があれば、直ちに報告します。
- 4 閲覧にあたっては、注意事項を厳守し、係員の指示に従います。
- 5 上記に反する行為により為された処分について異議は申しません。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧にあたり、上記誓約事項を遵守することを誓約します。

申出者	氏 名 (法人名及び 代表者名)	⑩
	住 所 (所在地)	(電話番号 :)
(※共同申出の 場合)	氏 名 (法人名及び 代表者名)	⑩
	住 所 (所在地)	(電話番号 :)

年 月 日

様

砥部町長 印

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧申出を受けました。
上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記の回答書に署名し、なつ印した上で、閲覧日当日にあなたご自身が持参してください。

(ご注意)

- (1) 回答書は必ず持参してください。郵送された場合は、受付できません。
- (2) 本書の有効期限は、 年 月 日までです。

年 月 日

回 答 書

砥部町長 様

年 月 日に行われた住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

(住所)

(氏名) 印